第 一千六百二十四号

Н

2

VISA

平成二十八年

七月二十八日 木 曜

4

Diners

几

1 Master Card

3 JCB

指定代理納付者に代理納付させる期間 平成二十八年六月一日から同年九月十日ま

### 目 次

示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………………………………………七○○ 

○遊漁規則の変更認可(四件) …………………………………………七○一 ○寄附金の収納事務の委託(二件) ……………………………………………七○一 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請………………………………七○一 ○随意契約の相手方の決定について …………………………………………七○○

○都市計画の決定図書の縦覧………・・・・・・・・七○三 ○農用地利用配分計画の認可 ………………………………………………七○二

# ○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………………………七○四

人事委員会

### 告 示

山梨県告示第二百五十八号

次のとおり指定代理納付者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後

指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷三丁目十九番二号BHビル コミュニティネットワーク株式

一 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納 付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。)

ブランドマークが付されたクレジットカード 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際

# 山梨県告示第二百五十九号

で一般の縦覧に供する。 設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年八月十八日ま 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道類路の
る上 野野 線原	路
線原あき	線
	名
地先まで出口七三四三番上野原市棡原字鷲合七三六三番上野原市棡原字出口七三四三番上野原市棡原字出口七三四三番	区間
六三	(メートル)
九年平 日七成 月二十八 十八	期日開始の

## 山梨県告示第二百六十号

で一般の縦覧に供する。 設事務所 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十八年八月十八日ま 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道 類路
野四	路
原線場場	線
上	名
六地先まで上野原市鶴島字松葉四一三八番上野原市鶴島字松葉四一三九番上野原市鶴島字松葉四一三九番	区間
— —	<b>○</b> 延
<u></u> +₁	ジート
九 九 九	ル長
九年平 日七月二十八 十八	期日開始の
	<u> </u>

Ш

梨

Ш

山梨県告示第二百六十一号

路の供用を開始する。その関係図面は、 設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年八月十八日ま 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

で一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十八日

種道 類路 の

路

線 名

X

県道

大野夏狩線

山梨県知事 後 藤

斎

都留市桂町八九五番一地先まで都留市桂町九〇二番二地先から 間 (メ メ ! 八五・八 -トル)長 九年平 日七成二十八 十八 期日開始の

# 山梨県告示第二百六十二号

縦覧に供する。 山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

殿畑	壊危険区域 急傾斜地崩
五四三二一	標柱番号 郡 標柱番号 郡
同同同同大月市	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
同同同同賑岡町	一町 グルに設置 村
同同同同強 瀬	番号二十九1
同西同上西畑 平畑ケ	号と一号の
同四三三二一七四二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	標柱番号 郡 市 町 村 大 字 字 地 番に囲まれた区域 に囲まれた区域 と 一

																							_
二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四四		<u>-</u> + -	<u>-</u> +	<u>-</u>	十九	十八	十七	十六	十五五	十四四	+ =	+ =	+	+	九	八	七	一 六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	司	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	西畑ケ	同	上平
同	四一七番	同	同	四一八番一	同	同	同	四二五番一	同	四一八番一	同	同	四一九番一	同	同	同	同	同	同	同	四一八番一	同	三一五番二

### 公

### 告

# 随意契約の相手方の決定について

国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブ 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十 平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
- 名称 地域経済分析システム(RESAS)普及促進業務
- 一 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- 名称 山梨県総合政策部地域創生・人口対策課
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年六月七日
- 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 名称 株式会社日本総合研究所
- 東京都品川区東五反田二丁目十八番
- 五. 契約金額 三千三百十六万千九百四十円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三 百七十二号)第十条第一項第一号該当)。 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため(地
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 センターに備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、次の 県民情報

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

申請のあった年月日 平成二十八年七月二十一日

- びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 1 名称 特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所
- 2 代表者の氏名 深沢正晴
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町薬袋四百三十番地
- 4 域の活性化を目指す住民活動への支援やその担い手の育成、さらには上流域を支え てきた上流域の存在意義を確立するとともに、 る社会全体の環境づくりなどの事業を通して、命の源である「水」を生み出し続け 様々な資源の再評価、上流域が抱える課題に対する調査研究や政策提言、また上流 定款に記載された目的 この法人は、山梨県早川町を起点に、河川上流域が持つ 河川上流域と下流域が共生する持続

可能な社会を構築し、まちづくり、 環境保全に寄与することを目的とする。

- 縦覧期間 平成二十八年七月二十二日から同年九月二十一日まで
- 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第二項の規定により、

次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事

斎

- 委託の相手方 甲府市朝気一丁目一番五号 昭和総合警備保障株式会社
- $\equiv$ 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 委託の期間 平成二十八年六月二日から同年十月五日まで

 $\equiv$ 

寄附金の収納事務の委託

次のとおり寄附金の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第二項の規定により、

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後

- ワーク株式会社 委託の相手方 東京都文京区本郷三丁目十九番二号BHビル コミユニティネット
- 一 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金
- 委託の期間 平成二十八年六月一日から同年九月十日まで

三

遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後

- 漁業権者の名称及び住所 峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 漁業権の免許番号 内共第三号
- 認可に係る変更内容
- 1 更することとした。 前売り遊漁料の納付場所の名前のうち、「甘利釣具店」を「アマリ釣具店」に変
- 2 前売り遊漁料の納付場所から、「セブンイレブン塩山本町店」を削除するととも 「セブンイレブン山梨加納岩店」を追加することとした。

Ш

兀 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

### 遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百1 一十九条第三項の規定により、 漁業

漁業権者の名称及び住所

平成二十八年七月二十八日

山梨中央漁業協同組合 甲府市下飯田二丁目八番三十四 山梨県知事 後

漁業権の免許番号 内共第二号

間前から日没一時間後までとする(うなぎを除く。)。 認可に係る変更内容 繁殖保護、乱獲防止、 危険防止のため、 遊漁時間については、全魚種を日の出一時 遊漁についての制限内容に次の制限を加えることとした。

几 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

### 遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、漁業

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後

漁業権の免許番号 漁業権者の名称及び住所 桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地 内共第八号

認可に係る変更内容 遊漁についての制限内容に次の変更を行うこととした。

1 こととした。 の区域を、上野原市国道二十号鶴川橋から上流鏡渡橋までの鶴川の区域に変更する あゆの自由釣の区域について、上野原市地内の八ツ沢橋から八米泉橋までの鶴川

2 とを結ぶ直線までの桂川本流及び笹子川の区域を、 合流地点の標柱から大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点から上流七百五十 点から上流七百五十メートルの地点と同地点から二百九十度の直線と対岸との交点 メートルの地点と同地点から二百九十度の直線と対岸との交点とを結ぶ直線までの 大月市富浜町堀の内地内の虹吹橋から大月市と都留市との境界と桂川右岸との交 川本流並びに笹子川及び葛野川の区域に延長することとした。 大月市富浜町尾名倉地区オバ沢

変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一

几

# 遊漁規則の変更認可

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後

六番地の二 漁業権者の名称及び住所 峡北漁業協同組合 韮崎市円野町下円井字上河原三十

漁業権の免許番号 内共第一号

るものについて「四千三百二十円」を「四千五百円」に、にじますに係るものについ て「三千二百五十円」を「三千五百円」に変更することとした。 認可に係る変更内容 川俣川渓流釣場の特別遊漁料のうち、あまご及びいわなに係

変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年四月一日

几

# 農用地利用配分計画の認可

り、 の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 公告する。 次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、 同条第五項の規定によ

平成二十八年七月二十八日

山梨県知事 後 藤

斎

# 農用地利用配分計

一、四三八	山梨市江曽原字上江曽原	山梨市	水野 レオ	
一、九三八	三十八番一外七筆山梨市江曽原字姥窪六百	山梨市	関口文彦	型
二、〇一八	三筆(八内二千九百六十一番外富士吉田市上吉田字久根)	富士吉田市	堀内治	堀
面積(平方メートル)	所在	在する市区町村居住し、又は所	氏名又は名称	氏
を受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定	

Щ
梨
県
公
4
報
第
千
六
百
_
十四日
臣
,,
平
半成
<del></del>
丁
八年
于
乜
月
工
バ
日

	八一	下三百四十一番甲州市勝沼町小佐手字樋	甲州市	五味進
の の <b>(</b>	一、〇九九	策千七百四十四番一外一 甲州市勝沼町小佐手字赤	押州市	内田幹彦
	五 五 五	八百七十三番上野原市鶴川字間々垣外	上野原市	の輪合同会社
	九六三	所百六十九番北杜市大泉町西井出字寺	北杜市	浅川精
	七二六	九番		É
	五 八	千八百六十七番一	北杜市	会 いずみそば組 農事組合法人
	一、五九三	八千三百九十二番三	北杜市	瀬戸義和
	二、二三六	千五百八十八番一南アルプス市西野字東原	南アルプス市	手塚 修平
	二、八一六	八百五十一番一外一筆南アルプス市藤田字殿田	南アルプス市	ハカン
	三、一八九	筆の一番を表現している。	韮崎市	横森公夫
		四十一番外五筆		

三、三四六	筆塚千八百七十六番一外三韮崎市穂坂町三ツ澤字京	東京都世田谷区	タナ株式会社オル	タ 株 ナ 式
七、四〇七	九十九番一外一筆中央市西花輪字村前九百	中巨摩郡昭和町	正征	武井
二、二七五	三千三百十七番一外五筆甲州市勝沼町勝沼字道下			
三、五三八	田八百八十六番外二筆甲州市塩山小屋敷字松葉	甲 州 市	重男	早 川
一、八三二	千七百五十六番甲州市塩山竹森字乙木田	甲州市	誠	三浦
一、九二九	反田千七百九十番外一筆甲州市勝沼町上岩崎字五	甲州市	浩一郎	前田
一、二五四	下五百四十九番一外一筆	甲州市	猛	三枝

覧に供する。) (詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて総

認可年月日 平成二十八年七月二十二日

# 都市計画の決定図書の縦覧

の場所において縦覧に供する。 の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により甲府市長から次

平成二十八年七月二十八日

後 藤

縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 都市計画の種類 甲府都市計画地区計画(向町(二)地区地区計画) 山梨県知事 山梨県県土整備部都市計画課

斎

Ш

### 人事委員会

# 山梨県人事委員会規則第二十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

山梨県人事委員会

委員長職務代理者

小 俣  $\stackrel{-}{-}$ 

也

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次の

別表第一の民間企業等職務経験者職員採用試験の項を次のように改める。

職員採用試験 民間企業等職務経験者

三級の職 行政職給料表級別基準職務表の職務の級二級の職及び

| | 医療職給料表 (二) 級別基準職務表の職務の級二級の 職及び三級の職

三 福祉職給料表級別基準職務表の職務の級二級の職及び

三級の職

### 附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

印刷所 株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号